

遠賀町小規模契約希望者届出要綱

(目的)

第1条 この告示は、遠賀町が発注する小規模な工事、修繕、業務委託、建設資材及び物品の購入等（以下「小規模工事等」という。）の契約において、町内の小規模事業者の受注機会を拡大し、町内経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であるもの

(2) 1件の予定価格が遠賀町財務規則（平成12年規則第18号）第111条第1項に規定する額以内のもの（随意契約対象分）

(届出基準)

第3条 届出を希望する者（以下「届出者」という。）は、町内に主たる事業所、営業所又は住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者

(2) 遠賀町競争入札参加資格審査申請（指名願）をしている者

(3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者

(4) 町税を滞納している者（当該滞納している者について、分納を誓約し、かつ、当該分納を履行していると認められる者を除く。）

(5) 遠賀町暴力団等排除条例（平成22年条例第5号）第3条第2号及び第3号に規定する暴力団及び暴力団関係団体並びに同条第4号及び第5号に規定する暴力団員及び暴力団関係者

(6) 前各号に掲げる者のほか、契約の相手方として不適当と認められる者

(届出書類)

第4条 届出者は、遠賀町小規模契約希望者届書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 町税等滞納有無調査承諾書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

(4) 法人の場合は、登記簿謄本の写し

(5) 個人の場合は、運転免許証又は住民票等の氏名及び住所が確認できるものの写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの

2 届出者は、別表に掲げる業種の中から、希望する業種を届出することができる。

(届出の受付)

第5条 届出の受付は、行政経営課において随時行う。

(届出の有効期間)

第6条 届出の有効期間は、届出をした日から同日後最初に到来する基準年（平成27年及び同年後2年ごとに到来する年をいう。）の3月31日までとする。

(契約保証金)

第7条 この告示の規定による契約の締結については、契約保証金を免除する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年1月8日告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月12日告示第15号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月28日告示第73号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

小規模工事等の種類および具体例

No.	業種	具体的な工事の内容の例示
1	土木一式工事	道路（側溝等）・下水（マンホール等）・水路（護岸等）の修繕工事
2	建築一式工事	建物の修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの

3	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事等
4	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付け工事等
5	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、足場等仮設工事、工作物解体工事、土工、コンクリート工事、ネットフェンス工事等
6	石工事	石積み工事等
7	屋根工事	屋根ふき工事等
8	電気工事	送配電設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事等
9	管工事	空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、プロパンガス配管工事、ダクト工事等
10	タイル回れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、れんが積み工事、タイル張り工事等
11	鋼構造物工事	鉄骨工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事等
12	鉄筋工事	鉄筋加工組立工事等
13	ほ装工事	アスファルトほ装工事、砂・砂利ほ装工事等
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
15	板金工事	板金加工取付工事等
16	ガラス工事	ガラス加工取付工事等
17	塗装工事	塗装工事等
18	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事等
19	内装仕上工事	天井仕上げ工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、カーテン・ブラインド工事等
20	機械器具設置工事	各施設機械器具設備工事等
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事
22	電気通信工事	電気通信路設備工事、電気通信機械設備工事、放送機械設備工事
23	造園工事	植栽工事、公園設備工事、園路工事等
24	さく井工事	さく井工事等
25	建具工事	サッシ工事、シャッター工事、金属製・木製建具工事等
26	消防施設工事	火災報知設備工事等
27	清掃設備工事	ごみ処理施設工事等
28	解体工事	工作物解体工事
29	その他の工事	上記に当てはまらない工事

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）